

労働安全衛生

オカムラでは、「労働安全衛生方針」に基づき、労働災害ゼロ、交通事故ゼロ、健康障害ゼロを目標に、労使が一体となり、安全で働きやすい労働環境の整備に取り組んでいます。生産、販売、管理部門といったそれぞれの職場特性を踏まえ、安全衛生委員会を中心に、全従業員が安全衛生活動に参画しています。

労働安全衛生の推進

オカムラ労働安全衛生の考え方

オカムラでは、「労働安全衛生方針」において労働安全衛生が経営の基盤であることを明記し、取り組みの基本となる事項を示しています。また、各年度の安全衛生管理計画を策定し、全社基本方針や全社目標に基づき、安全衛生管理体制のもとで取り組みを進めています。

労働安全衛生方針

労働安全衛生は、経営の基盤であり、最も重要な事項として、事業の管理と一体で労使協力の下、推進することを基本とする。

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 遵法の精神 | 6. 目標の設定 |
| 2. 人命尊重の理念 | 7. 労働安全衛生年次計画の策定 |
| 3. 管理者の責務 | 8. 安全衛生活動 |
| 4. 全員参加の活動 | |
| 5. 安全衛生管理体制の確立 | |

(「労働安全衛生方針」より抜粋)

【2022年度安全衛生管理計画重点実施事項】

1. 全社基本方針

「労働安全衛生方針」を基に、従業員全ての人々が安全衛生活動に参画する。いかなる場合においても「安全最優先」で行動し、労働災害と交通事故の絶滅に努めるとともに、「心身」の健康の保持増進と快適な職場環境の形成を推進する。

2. 全社目標

[安 全] … 労働災害ゼロ

[交 通] … 交通事故ゼロ

[健 康] … 健康障害ゼロ

3. スローガン

「初心忘れず 基本大事に みんなで目指そう ゼロ災害！」

基本理念、目的、管理体制

安全衛生管理の理念と体制

基本理念

人命尊重

労使一体となって従業員の安全と健康を確保する

管理の目的

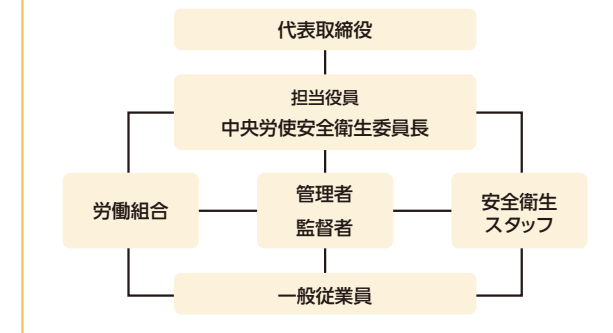
1. 労働災害防止
2. 交通事故防止
3. 健康障害防止

事故災害の未然防止と安全で快適な職場環境を形成する

管理の基本

1. **ライン管理** 安全衛生は仕事と一体である
2. **自主管理** 自分の安全と健康は自分で守る

総合安全衛生管理体制



労働安全衛生活動

オカムラは、労働安全衛生の推進体制を強化するとともに災害防止に向けた各種活動を推進し、従業員一人ひとりにとって、より安全・安心で健康に配慮した環境づくりを目指します。

労働安全衛生推進体制の強化

労働安全衛生に関するオカムラの目標である、労働災害ゼロ、交通事故ゼロ、健康障害ゼロを達成するために、オカムラでは労働安全衛生法に基づく総括安全衛生管理者の選任において、法の基準（従業員300名以上）の拠点だけでなく50名以上の拠点も対象とし、労働安全衛生の推進体制を強化しています。

労働災害・社有車事故対策委員会の役割と各生産事業所・拠点におけるパトロール

オカムラでは、労働災害・社有車事故対策委員会を設置し、労働災害・業務災害や社有車事故の対策事項の検証を行っています。同じような災害を繰り返し発生させないために、各生産事業所・拠点では管理者によるパトロールを実施し、災害対策の維持・継続の確認を行い、労働災害再発防止対策を徹底しています。（関連 [▶ P.109](#)）

安全朝礼の実施

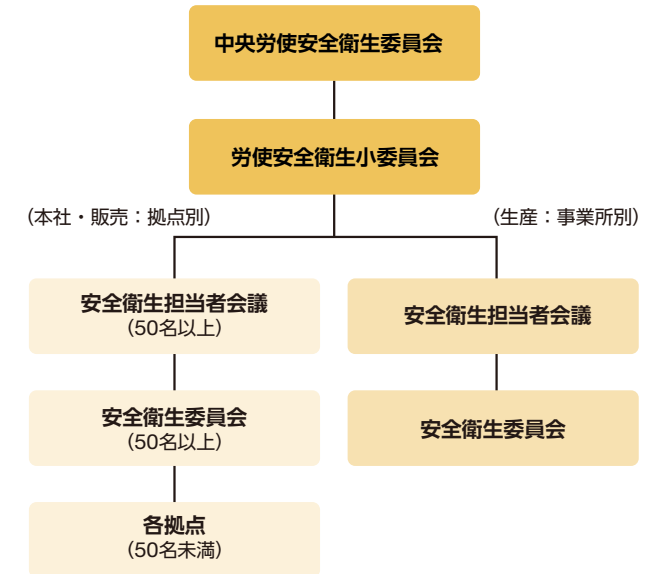
オカムラの生産事業所では、ゼロ災害を目指し安全朝礼を実施しています。安全朝礼では、安全管理者が前月の業務災害、通勤災害、社有車事故の報告と災害対策分科会での決定事項の説明を行うとともに、当月の労働安全衛生重点実施項目の注意喚起などを行い、安全対策やKY活動*などの充実に結びつけています。

* KY活動：危険（Kiken）予知（Yochi）活動

安全表彰制度

オカムラでは、「安全の大切さ」を全社に浸透させるため、労働災害および社有車事故を起こさず安全の推進に寄与した部門を表彰する制度を設けています。2022年度の表彰対象は23部門、部門における社有車保有台数は97台でした。

労働安全衛生推進体制



2022年度の労働安全衛生活動項目と開催実績

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中央労使安全衛生委員会	全社	●						●					
労使安全衛生小委員会	生産	●		●		●		●		●		●	
	販売		●				●					●	
安全衛生担当者会議	生産		●		●		●		●		●		●
	販売	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
全国安全週間 中央労使パトロール	生産・販売				●								
労働災害・社有車事故対策委員会	全社	都度											
安全表彰	全社							●					
KY（危険予知活動）・ リスクアセスメント活動	各部門	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

労働災害防止の取り組み

オカムラでは、労働災害の防止に向け、労働安全衛生関係法令を遵守し、法令に基づく対策を実施することはもとより、自主的な安全衛生活動を推進しています。また、労働安全衛生に関する教育活動を通じて危険に対する認識や安全意識の向上を図り、各職場における取り組みの充実に結びつけています。

安全衛生管理計画に基づく活動の推進

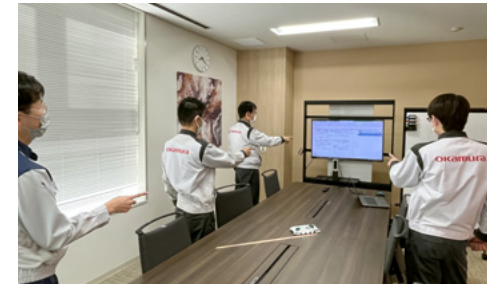
オカムラでは、各年度の安全衛生管理計画重点実施事項を安全衛生担当者・衛生管理者会議で確認し、全社への徹底を図っています。重点実施事項の全社基本方針・全社目標・スローガンに基づき各拠点において安全衛生活動を推進し、労働災害の防止に取り組むことにより、安全な職場環境づくりを目指しています。

全国安全週間・全国労働衛生週間の取り組み 無災害運動の取り組み

オカムラでは安全意識や労働衛生に関する意識の高揚を目指し、安全活動の定着化や労働者の健康確保を目的として、厚生労働省と中央労働災害防止協会が主催するキャンペーンに積極的に取り組んでいます。時々のキャンペーンの重点事項である安全衛生教育、労働時間管理、有給休暇と連続有給休暇取得、健康診断と二次健診受診、メンタルヘルス対策、転倒・腰痛災害の予防や健康づくり、ヘルスリテラシー向上などを、労働災害の減少と健康障害の防止に向けてオカムラの安全衛生活動重点実施項目として盛り込み、展開・推進しています。

KY活動の実施

オカムラでは、職場で起こりうる災害を未然に防止するため、KY活動を推進しています。業務災害ゼロを目指す業務中のKY、通勤災害ゼロを目指す通勤時のKY、社有車事故ゼロを目指す交通KYの3つの分野に分けて取り組んでおり、各職場において月に1回以上、写真やイラストを用いてどんな危険が潜んでいるか話し合い、災害発生のリスクや防止対策に対する認識を高めています。



つくば事業所でのKY活動実施の様子

VOICE



生産本部 第一事業部
追浜事業所 人事総務課
安全衛生担当、保健師
鈴木 和代

追浜事業所における 全国労働衛生週間の取り組み

～産業医衛生講話「ラインケアについて」+ヨガを開催！～

追浜事業所では秋の「全国労働衛生週間」の取り組みとして毎年、事業所内で勤務する全従業員を対象とした産業医による衛生講話を開催していますが、2022年度は新型コロナウイルス感染症対策のため3密を回避し管理職に絞って実施しました。行動制限が長期化する中、事業所内でも心の健康に影響が出始め、メンタルヘルスクエアが必要な従業員が増加したため、2022年度は管理職を対象に、ラインケアの重要性について産業医よりお話しいただき、部下との向き合い方や接し方について具体的に学ぶ機会としました。また管理職はデスクワークが多いことから、リフレッシュ健康活動の一環として社内講師による椅子ヨガ動画をスクリーンに映しながら産業医と一緒に身体を動かしました。

衛生講話の実施後アンケート調査では前向きな意見が多く、具体的な行動目標の記入もあり、追浜事業所全体の職場環境改善に役立つ取り組みとなっていることを実感しています。今後も産業医による衛生講話を継続し、その時々に必要な情報を発信していくことで、従業員一人ひとりが健康的に仕事に取り組むことができる環境づくりを目指し、サポートしていきたいと思っております。



産業医衛生講話の様子



みんなで一緒に椅子ヨガの様子



生産現場における危険の芽の早期発見 (ヒヤリハット)

オカムラの生産事業所では、災害や事故のない安全な職場環境づくりに向け、毎週実施しているKY活動とともに、ヒヤリハット*の抽出を行っています。生産現場における危険の芽を早期に発見し、事前に適切な対応を取ることで、災害や事故の防止に努めています。

* ヒヤリハット：重大な災害や事故には至らなかったものの、そのような状況に直結する可能性がある一歩手前の(ヒヤリとした、ハットした)事象

安全3S活動

オカムラの生産事業所では、安全・快適・効率的でより働きやすい職場を目指し、3S(整理・整頓・清掃)活動を推進しています。生産現場において資材や工具などが常に適切な場所に置かれ、清潔な状態を保つことにより、安全に作業ができる環境を維持するとともに労働災害の防止につながっています。

保護具着用基準

オカムラの生産事業所では、労働災害・健康障害を防止するため、法律に基づき社内安全基準・衛生基準を設けています。作業場ごとに通常作業時に着用する保護具、特定作業時に着用する保護具を定め、安全管理者および役職者がこれらの着用管理、定期点検および作業開始時点検、着用指導監督を行っています。



生産事業所の掲示板



特定作業
保護具着用基準

労働安全リスクアセスメント

オカムラの生産事業所では、毎月部門ごとに労働安全に関するリスクアセスメントを実施しています。評価基準に基づき現状の作業の分析を行い、改善すべき事項を検討して安全対策を実施しています。さらに、安全対策実施後のリスク評価を行い、リスク低減措置を実施しています。

労働安全リスクアセスメントのフロー

評価基準に基づくリスクの評価

- ①危険性・有害性に近づく作業頻度の基準
- ②設備的要因による発生の可能性の基準
- ③管理的要因による発生の可能性の基準
- ④ケガの程度の基準

評価結果に基づくリスクポイント(①+②+③+④)の算出と
リスクレベルの把握

リスクレベルに応じた安全対策の実施

特定化学物質リスクアセスメント

オカムラの生産事業所では、化学物質リスクアセスメント運用基準に基づき、労働安全衛生法で定められている特定化学物質のリスクアセスメントを実施しています。安全衛生担当者会議においてアセスメントの対象化学物質を確認し、該当する化学物質を使用している場合には、各事業所の当該部門にてアセスメントを実施し、リスク低減措置等を講じています。

(関連 ▶ P.66)

また、労働安全衛生法および関係法令に基づき、健康に対して有害な影響がある業務に従事する従業員を対象に特殊健康診断を実施し、疾病の未然防止に努めています。

安全パトロールと産業医巡視

生産事業所の安全パトロールでは、労使(労働組合：支部役員、会社：部課長)でペアをつくり、毎日1カ所の職場を巡視しています。職場における不安全状態、作業者の不安全行動を抽出してチェックリストによる改善指示書を職場に発行し、是正措置を講じることで労働災害に結び付く危険要因を排除しています。また産業医巡視においては、産業医・看護師・安全担当で、従業員の作業環境や有害業務従事者の作業状態などを巡視し、課題を把握して安全衛生委員会で協議・提案を行っています。

従業員にとって安全・安心で快適に働ける職場づくりに向け取り組みを行っています。

WBGTを活用した熱中症対策

オカムラの生産事業所では初夏からWBGT(暑さ指数)を活用した熱中症予防対策に取り組んでいます。特に7月から9月にかけては朝礼等で必ず熱中症注意アナウンスや水分・塩分補給を呼びかけ注意喚起を行っています。従業員への教育として、熱中症の基礎知識や予防策について健康コラム配信を行い、熱中症への意識改革を促しています。また事業所では、作業スペースへの製氷機や扇風機の設置、スポーツドリンクの配布、職場ごとのWBGT広報などを行い、従業員の安全確保に努めています。

法律と社内規則規定に基づく休養室の設置

毎月行われる安全衛生委員会にて、法律と社内規則規定に基づいた休養室の役割とルール、社内参考事例等を共有・確認しています。休養室は体調不良者や急病人への対応のために使用することを可としており、不測の事態にも迅速かつ適切な対応がとれるよう備えています。

安全衛生教育

オカムラでは労働災害の防止に向け、従業員が就業にあたって必要な安全衛生に関する知識等を習得するために、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を実施しています。オカムラ規則規定集および安全衛生管理規定に基づき、機械・設備や化学物質等の適切な取り扱い、作業に伴うリスクや予防措置、事故等が発生した際の対応などに関する教育を実施し、現場で作業を行う従業員や安全衛生に関わる業務に従事する従業員の安全衛生に対する意識の向上を図っています。また、新入社員研修、キャリア入社者教育、派遣社員雇入れ時教育においても安全衛生教育を行っています。

安全な職場づくりに向けた健康面からの取り組み

労働災害の防止に向けては、職場における対策の実施や安全意識の向上と同時に、一人ひとりの従業員が心身ともに健康でストレスのない状態で業務を行うことが重要です。健康に関する啓発活動や各種健康診断、ストレスチェックなどを通じて健康の保持・増進や疾病予防に努めることは、安全な職場づくりにもつながっています。また、安全第一が特に重視される製造現場では、事故防止の観点からも、作業開始前に身体や心をほぐし脳を活性化させることが重要であり、全員でラジオ体操やモーニングストレッチなどを実施しています。

(関連 ▶ P.98 ▶ P.100)

地震対策

オカムラでは、地震発生時に従業員の安全を確保するために、各事業所において対策を講じています。生産事業所では、機械や什器などが多数設置されているため、以下のような対策を実施しています。

[オカムラ生産事業所の地震対策実施事項]

- 金型格納ラック等をアンカーで固定して倒れないようにし、落下防止器具を取り付けている
- ラック等を地震発生時の避難ルートから外し、従業員が安全に避難できるようにしている
- キャスター付きの収納ラック・作業台・部材保管具等は、ストッパーを取り付けて振動で動かないようにしている

防災訓練の実施

オカムラでは年に1回、各拠点において防災訓練を実施しています。防災組織(自衛消防隊)を設置し役割分担を決めて、各マニュアルに準拠しながら訓練を実施し、災害が発生した際に的確な対応が取れるよう体制を強化しています。東日本大震災発生時には、日頃の訓練が生かされ、改めて防災訓練の重要性が認識されました。訓練を通じて平常時から非常時への備えに努めることにより、災害発生時の被害の回避・抑制につながっています。(関連 ▶ P.115)

2022年度の実施例

東京都内のある拠点では2023年2月、ビル主催の防火防災訓練(応急救護訓練)に参加しました。自主救護力を高めることを目的に、急病人の発生や災害時の事故等の応急救護の初期動作(どのように対処すべきか)を学ぶ応急救護教養の座学や、訓練人形とAEDを使った応急救護の基本動作訓練を行い、改めて定期的な訓練の重要性を認識しました。

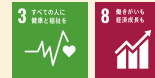


応急救護教養座学の様子



応急救護の基本動作訓練

TOPICS



各部門の労働安全衛生活動の展開

物流センター

ロジスティクス統括部では、横浜物流センターを中心に全国25拠点の物流センターにて安全衛生の維持・向上を目的に安全衛生教育、労働災害、交通災害、健康障害防止の取り組みを行い、ゼロ災害を目指しています。

特に安全教育には力を入れており、全国の物流センターでの事故やトラブル事例、最新安全情報などを詳細に紙ベースで作成し「安全ニュース」として発行し、物流センターの従業員、業務委託先である運送会社のドライバーにもいきわたるように注意喚起と教育を徹底しています。また労働災害未然防止活動として、毎月19日を「いいくるまの日」、車を大切にすると設定し、「労働災害ゼロ! 社有車事故ゼロ!」を意識しながらトラック、フォークリフト、社有車などの「忘れがちな月次点検」を初心に戻り実施しています。

また、同じく労働災害未然防止の取り組みとして、物流センターならではの「3H活動」を推進しています。事故やトラブルは3H(初めて・変更・久しぶり)の時に発生しやすく、特に需要期は多くの3Hが発生するため、日々の2S(整理・整頓)・4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動と併せて労働災害ゼロの達成を目指し活動を行っています。

物流センター内で、万が一事故が発生した場合は早急に「STOP! ザ事故・委員会」を開催し事故現場でのパトロールの実施、原因追究を行い事故再発防止に向けた取り組みを行っています。また委員会での情報や対策について朝礼、社内広報、メールで発信し注意喚起を行うとともに再発防止KY活動へとつなげています。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症対策で対面教育や集団活動が難しい状況でしたが、全国の物流センターが同じ方向を向いて「安全第一」で作業に取り組めるように、ロジスティクス統括部の安全衛生担当者が中心となって、安全衛生活動を推進しています。

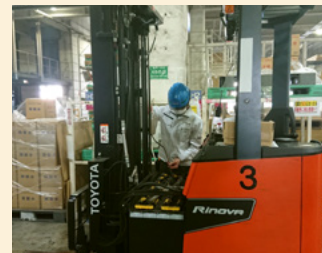
施工関連部門

オカムラ工事部門では、首都圏、近畿、西日本、中部、東北、北海道の各地区で年に1回安全衛生協議会を開催し、この中で労働災害事故発生状況を振り返り、現場の安全管理の向上に向け取り組んでいます。合同安全大会の中では、労働災害ゼロなど安全活動への取り組みに貢献した協力会社に対し表彰を行っています。その他、年間を通しさまざまな会議や行事を実施し、安全担当をはじめとする関係者間での社内SNSの活用など、さまざまな場面で事故状況の共有や注意喚起、安全パトロール、安全指導、安全教育などの様子を共有し、安全意識を高め、労働災害未然防止に日々取り組んでいます。



生産本部 ロジスティクス統括部
物流管理部 安全・品質課

小島 雅史



フォークリフト点検



合同安全大会

交通労働災害防止の取り組み

事業活動に伴う社有車の運転においては、通常の業務のように事業所内の対策強化により事故を防止することが難しい面もあり、一般の労働災害よりも発生リスクが高い状況にあります。オカムラでは、社有車の使用・管理方法を明確にし、安全運転に対する運転者の認識向上と実践を促すことにより、交通労働災害防止に取り組んでいます。

社有車事故対策委員会の役割

社有車事故が発生した際は、当該地区の総括安全衛生管理者出席のもと、労使による対策委員会を開催し、事故当時のドライブレコーダー映像による事故状況の検証、事実の確認と問題点の発見・分析を行い、対策を検討しています。また類似事故防止対策の議論を行い、全社への水平展開事項を決定し、各委員会を通じてアナウンスを行っています。また安全朝礼の場を通じ、所属長より交通事故防止の「注意喚起」と「顔色管理」の徹底を呼びかけています。(関連 [▶ P.104](#))

社有車事故ゼロに向けた取り組み

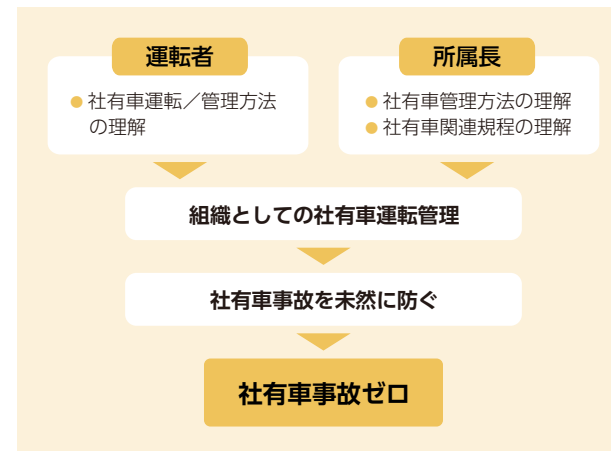
オカムラでは、社有車の安全な運行と交通事故ゼロを目的として、社有車管理規定を設けています。社有車の管理方法を明確にするとともに、交通事故防止のために励行事項、禁止事項などを明記し、業務で社有車を使用する従業員の適切な対応を促しています。

オカムラの2022年度の社有車事故発生件数は37件でした。

社有車事故発生件数

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022
件数	25	35	33	29	31	37

社有車管理体系



【スローガン】

「初心忘れず 基本大事に みんなで目指そう ゼロ災害！」

安全運転を第一に心掛け、道路交通法その他の交通法規を守ること

常に人命尊重の精神に徹し、事故防止に努め、会社の名誉を傷つけるような行為をしないこと

交通KY

運転者一人ひとりが、さまざまな交通状況における判断と運転行動において注意すべき事項や問題点に気付き、より適切な運転行動ができるようになることを目的として、交通KYを実施しています。交通事故の多くはヒューマンエラーに起因しており、「危険を危険と気付かないために事故が起きてしまうこと」を意識しながら交通KYに取り組むほか、運転時の適切な行動について職場の仲間と話し合い、危険に対する感受性を高めていくことで、安全運転を身につけ事故防止につなげています。社有車事故が起きた際は、再発を防止するため社有車事故事例を共有し交通KY実施訓練を行っています。

ドライブレコーダーの活用

オカムラでは、2014年1月より全ての社有車にドライブレコーダーを設置しています。高い安全意識と適度な緊張感を持って運転に臨むことにより、社有車事故の発生を抑止する効果が期待されることから、安全運転の励行を促すツールとして活用をしています。また、各支店では2021年12月より月1回ドライブレコーダーの映像を確認し、報告書を作成しています。さらに、ドライブレコーダーの映像を交通KYにも活用し、事故発生時の原因分析等を行うことで交通事故防止に結びつけています。

安全運転講習会

オカムラでは、事故統計の分析に基づき、安全運転講習会を実施しています。2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染症対策のため開催を控えていましたが、2022年度は富士事業所にて再開しました。安全運転講習会は従業員の交通事故未然防止を目的に、マイカー通勤者および社有車運転者を対象に開催し、72名が参加しました。講習会には外部講師を招き、交通事故を起こさないために、交通事故の事例などから改めて交通事故の恐ろしさを知り、適切な車間距離の確保、正しいブレーキやステアリングの使い方、悪天候時の対応など安全運転の基本を学び、危険を事前に予測する力を身につけ、適切な対応策を学ぶとともに、車両運転者に安全運転への意識向上を図りました。従業員の運転技術や安全意識のさらなる向上を促すために、2023年度は積極的に安全運転講習会を企画・開催していきます。



富士事業所での安全運転講習会の様子

感染症対策

感染症の罹患は本人の健康にとって重大な問題であり、感染の拡大は企業活動、さらには社会全体にも大きな影響をもたらすリスクを持っています。オカムラでは、季節性感染症の予防接種や海外赴任者を対象とした予防接種を行うとともに、啓発活動などを通じて従業員の感染予防に取り組んでいます。また、新型コロナウイルスの感染防止に向け、各事業所における感染防止策や勤務形態・業務遂行方法における対応を行っています。

海外赴任者の感染症対策

従業員が海外に赴任する際の健康管理を目的として、本人と帯同家族を対象に予防接種等を行っています。

(関連 [▶ P.98](#))

インフルエンザ予防接種の実施

オカムラでは、従業員のインフルエンザウイルスの感染防止に向け、生産事業所における予防接種と、首都圏の事業所を対象とした巡回型の予防接種を実施しています。

(関連 [▶ P.101](#))

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応

オカムラグループでは、政府や各都道府県の方針などに基づき新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、関係者の皆さま、従業員とその家族の安全確保を目的に、以下の対策を実施してきました。

- 在宅勤務の実施、フレックスタイム制の活用による時差出勤
- 事業所内の感染防止策の徹底による、安全に配慮した職場での業務遂行
- 社内外の会議・打ち合わせにおける遠隔会議システムの活用
- 海外出張の禁止、国内出張の自粛
- お客さま、お取引先との会食、従業員間での会食の人数制限
- 業務・営業活動の状況に応じて、PCR検査等を実施
- 会議・社内研修イベントにおけるガイドラインの作成
- ワクチン接種機会の情報提供
- 従業員の子どもの学校や保育園等の休校・休園時における勤務の取り扱い対応
- 各委員会活動での新型コロナウイルス関連情報の発信

2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）上の5類感染症に変更されたことから、引き続き政府や各都道府県の方針などに合わせて対応していきます。